

調書(決定)

事件の表示 平成30年(行ヒ)第17号

決定日 平成30年4月24日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成29年(行コ)第20号(平成29年9月20日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

1 本件を上告審として受理しない。

2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年4月24日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

申立人 X1株式会社

相手方 国

同補助参加人 Z1労働組合

同補助参加人 Z2

同補助参加人 Z3

同補助参加人 Z4

同補助参加人 Z5

同補助参加人 Z6

同補助参加人 Z7

同補助参加人 Z8

同補助参加人 Z9

同補助参加人 Z10

同補助参加人 Z11

同補助参加人 Z12